



保育入所について

保育園・認定こども園・地域型保育事業の新規入園児童(随時入園)

問 こども課・支所住民福祉課 ☎027-382-1111

市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業に新規入園を希望する児童の申請(申込)を受け付けています。

希望する施設を事前に訪問するなどして確認した上で申請してください。

入園申込の受付について

市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業に入園を希望する児童の申込受付は次のとおり行います。

●申請書類配布…

市内の保育園などの各施設、安中市役所こども課(本庁舎7番窓口)又は松井田支所住民福祉課(支所4番窓口)

●申込み…

入園を希望する各施設
(各施設を経由して市役所こども課又は松井田支所住民福祉課へ)

●申込時の提出書類…

①施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

※表裏記載が必要です。

②保育が必要であることを証明する書類

(2・3号認定のみ。保護者ごとに提出が必要です。)

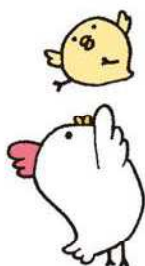
※次のページの表参照

※上記書類以外に必要な書類が生じた場合は、提出を求めることがあります。

●管外保育について…

市内に在住し、やむを得ない事情で市外の保育園・認定こども園の利用を希望される場合は、こども課へご相談ください。

また、安中市以外に在住していて、安中市内の保育園・認定こども園の利用を希望される場合は、在住している市町村の保育担当課へご相談ください。



保育入所について



広 告

製鋼原料非鉄金属・産業廃棄物中間処理

掛川商事株式会社

大正2年 掛川商事の歴史は始まった。

<http://www.kakegawa-shoji.co.jp>

安中市宿986 TEL 027-381-1035



保育が必要であることを証明する書類…

認定事由	必要書類
①就労	就労等証明書
②妊娠・出産	申立書、母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
③疾病・障害	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
④介護・看護	
⑤災害復旧	必要な提出書類はこども課にお問い合わせください。
⑥求職活動	申立書
⑦就学	申立書、在学証明書 等
⑧虐待・DV	必要な提出書類はこども課にお問い合わせください。
⑨育児休業	就労等証明書、育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書
⑩その他	必要な提出書類はこども課にお問い合わせください。

施設について

★保育園 0歳～5歳

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

- ・利用時間…夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- ・利用できる保護者…共働き世帯、親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者

★認定こども園 0歳～5歳

幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

●0歳～2歳…

- ・利用時間…夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- ・利用できる保護者…共働き世帯、親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者

●3歳～5歳…

- ・利用時間…昼過ぎまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は、夕方までの保育を実施。園により延長保育を実施
- ・利用できる保護者…認定区分により異なります。

★地域型保育事業 0歳～2歳

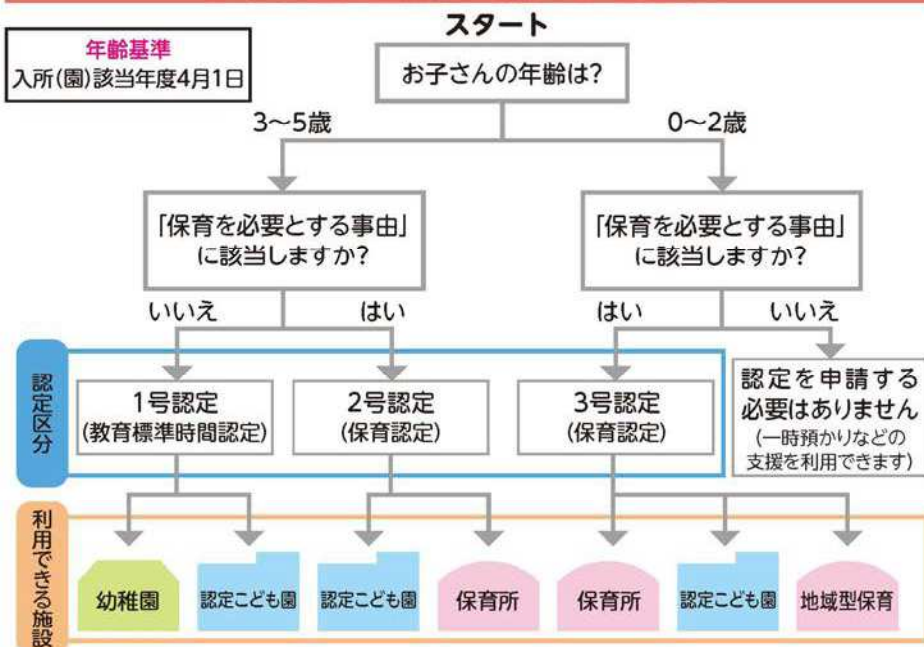
就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する事業です。

- ・利用時間…夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- ・利用できる保護者…共働き世帯、親族の介護などの事情で家庭で保育できない保護者

認定について

希望する施設への入園には、認定申請が必要となります。認定には3種類あり、年齢や家族の状況などにより受けられる認定が異なります。

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



保育入所について



子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

保育を必要とする事由(保育認定2号・3号)

以下の①～③に該当する場合に保育認定されます。

- ①入園する月の初日に本市に住民登録があること。
- ②保育園などでの集団生活に支障がない児童であること。
- ③次のいずれかの事情で児童を保育することができない家庭であること。

- (1)1か月に64時間以上仕事をしている。
- (2)出産前後(出産月を含まない産前2か月、産後3か月)である。
- (3)保護者に病気、負傷、心身に障害がある。
- (4)同居又は長期入院などをしている家族・親族を介護・看護している。
- (5)火災、風水害、地震などの復旧にあたっている。
- (6)継続的に求職活動や職業訓練を受けている。
- (7)就学している。
- (8)虐待やDVのおそれがある。
- (9)育児休業中であるが、次年度に小学校への就学を控えている又は利用児童の環境の変化に留意する必要がある。
- (10)その他上記に類する状態として市が認める場合。

※育児休業中は、家庭で保育ができる状態にあるため、原則として新規入園はできません。ただし、慣らし保育として職場復帰する日の属する月の2か月前の初日から入園することができます。



施設利用の決定

- ・利用は、保育を必要とする事由を審査し、その程度が高い順から決定します。
- ・中込者多数により第1希望施設の利用ができない場合、第2、第3希望に記載されている施設に空きがあれば審査を行います。

保育時間

提出された「保育が必要であることを証明する書類」や認定事由により、保育時間が「保育標準時間」又は「保育短時間」に分かれます。

●保育標準時間…

最長11時間利用を基本とする認定。

就労を理由とする利用の場合、父母(ひとり親家庭は父又は母。以下同じ。)それぞれの就労時間が月120時間以上であれば、「保育標準時間」の認定となります。

また、認定事由が「妊娠・出産」、「疾病・障害」、「看護・介護」、「災害復旧」、「就学」のいずれかになる場合は、「保育標準時間」の認定となります。

●最長8時間利用を基本とする認定…

就労を理由とする利用の場合、父母又は父母のいずれかの就労時間が月64時間以上120時間未満であれば、「保育短時間」の認定となります。

また、認定事由が「求職活動」、「育児休業」のいずれかになる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※基本の保育時間を超えて延長保育を行う施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

利用者負担額(0歳から2歳児クラスまでの保育料)

利用者負担額は、保育関係施設を利用する児童の父母の市町村民税額により決定します。(生計の中心が同居の祖父母などの場合は祖父母などの市町村民税額も含めます。)金額は、「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なります。

なお、利用者負担額は次のように決定されます。

①4月から8月までの利用者負担額…前年度の市町村民税額により決定

②9月から翌年8月までの利用者負担額…現年度の市町村民税額により決定

※このように、毎年9月が利用者負担額の切り替え(改定)時期になります。

幼児教育・保育無償化制度について

★①対象範囲

(1)新制度幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育等の認可施設

(2)未移行幼稚園、認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等

★②認可施設を利用する場合、以下の該当する児童が対象となります。

(1)3～5歳児:認定事由・区分にかかわらず、利用者負担額を無償化。

(2)0～2歳児:上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化。

※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園(認定こども園幼稚園部を含む。)については、学校教育法の規定により満3歳から無償化。

※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、行事費など)は無償化の対象外

(3)幼稚園の預かり保育:保育の必要性の認定を受けた場合、日額490円(月額12,300円)までの範囲で無償化。

★③認可外保育施設等を利用する場合、以下のとおり無償化を実施します。

(1)3～5歳児:保育の必要性の認定を受けた場合、月額40,300円までの範囲を無償化。

(2)0～2歳児:保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯を対象として、月額45,700円までの範囲を無償化。

※認可施設を利用している場合は、認可外保育施設等を併用しても無償化の対象とはなりません。

副食費の無償化について(令和6年4月から)

公立・民間の保育所、認定こども園、管外施設の利用に係る副食費の無償化を実施しています。